

公立高等学校入学者選抜制度の検証について

答 申 書

平成24年12月26日

山梨県高等学校審議会

目 次

はじめに	1
I 入学者選抜制度の検証の経緯	2
1 全県一学区制について	2
2 入学者選抜制度について	3
(1) 前期募集について	3
ア 前期募集の意義	3
イ 前期募集の継続	3
(2) 後期募集について	4
II 前期募集の新たな課題と対応について	4
1 前期募集の新たな課題	4
2 新たな課題への対応の方向性	4
(1) 検査内容の改善	4
(2) 中高の接続による生徒理解の充実	5
(3) 入試日程の改善	6
結 び	7

「はじめに」

急激な国際化、情報化、技術革新等の社会環境の変化の中で、学校教育においては、新学習指導要領で示されているように、知識や情報等が社会・経済の発展の原動力となっている知識基盤社会に対応するため、自立して生きていくことのできる思考力や判断力、表現力などの育成が求められてきている。

このような背景を踏まえ、県教育委員会では、『やまなしの教育振興プラン』を策定し、「体系的なキャリア教育の推進」、「地域全体で取り組む教育の推進」、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」、「文化の振興」を重点施策として位置付け、学校教育等の充実に取り組んでいる。

また、各学校においても、同プランに基づいて、生徒が豊かな心と確かな学力を備え、生きる力を育むことができるよう、創意工夫をこらした特色ある教育活動を展開している。

このような中で、本審議会は、平成 23 年 8 月 2 日県教育委員会委員長から、次の事項について諮問を受けた。

- 1 中高一貫教育の必要性・方向性について
- 2 公立高等学校入学者選抜制度の検証について

諮問事項 1 の「中高一貫教育の必要性・方向性について」は、平成 24 年 3 月に中間答申をまとめた。

諮問事項 2 の「公立高等学校入学者選抜制度の検証について」は、平成 24 年度入試で導入から 6 年が経過し、制度が浸透し定着してきているものの、導入後の成果や課題等について検証する必要性が生じている。

本審議会は、答申までの限られた時間の中で、諮問事項 2 について、可能な限り慎重に意見交換と検討を重ね、答申として取りまとめ、以下のとおり提言するものである。

I 入学者選抜制度の検証の経緯

1 全県一学区制について

全県一学区制は、平成 17 年 6 月の山梨県高等学校入学者選抜制度審議会の答申を受け、導入前の小学区・総合選抜制度が抱えていた課題、すなわち生徒の学校選択幅が狭いこと、特色ある学校づくりが難しいことなどに対応するため、全ての生徒に学校選択幅を平等に増やし、生徒の個性や進路希望に応じた学校選択を可能にするものとして、平成 19 年度入学者選抜から導入された。

全県一学区制導入の際に懸念された「過度の受験競争の発生」、「高校の序列化の発生」、「特定校への志願者集中」については、前期募集と後期募集からなる新たな入学者選抜制度の実施及び中学校の進路指導により、一定の程度に抑制されてきた。

また、地域からの流出を指摘する意見もあったが、導入当初の数値変動は次第に数値が落ち着いてきている。

全県一学区制導入後の成果については、県教育委員会が毎年実施している高校改革アンケート※の中の 3 つの結果から考えることができる。

- 「全県一学区制についてどう思いますか」という質問に「よい」「おおむねよい」と回答した比率は高くなっている。平成 23 年度は、全体が 83.4%、中 3 生徒が 86.9%、高 1 生徒が 94.5%と評価が高い。生徒の進路希望が最大限活かされる全県一学区制というシステムそのものが高く評価されていると思われる。
- 「在籍している高校について、どの程度満足していますか」という質問に「満足」「ある程度満足」と回答した比率も高く、平成 23 年度は高 1 生徒が 80.1%、保護者は 91.6%である。進学した高校への満足度が高いということは、全県一学区制の導入による不本意入学等の不満は少ないと思われる。
- 「高校を選ぶ時に何に重きを置きますか」という質問に「卒業後の進路実現」という回答が生徒・保護者ともに増えており、平成 23 年度は 47.7%で最も多い。これは、生徒自身が自分の将来を考えた上で高校を選択していると思われ、全県一学区制導入の際に期待された方向とも一致している。

※対象者は、中学 3 年生・保護者、中学校教員、高校 1 年生・保護者、高校教員で、平成 23 年度の回答者の合計は 5,342 人であった。

全県一学区制の導入によって、学校選択の自由度が高まり、「入れる学校」から「行きたい学校」へと生徒の主体的な学校選択が広がったことは評価すべきである。昭和42年度入試より継続してきた小学区・総合選抜制度から大きく移行して6年が経過した現時点で、概ね良好に推移していることから、全県一学区制を継続することと意見集約をした。

2 入学者選抜制度について

(1) 前期募集について

ア 前期募集の意義

前期募集は全県一学区制導入の際の3つの懸念を抑制するために、「受検機会の複数化」、「複数の評価尺度による選抜」、「特色ある学校づくりの推進」という対応策を具現化するものとして実施された。

従前の推薦入試では、「受検機会の複数化」は限られた生徒のみにしかなかったが、自己推薦制での前期募集は全ての生徒が希望する高校にチャレンジできる機会が保証されるものとなった。

また、前期募集の選抜方法には、「複数の評価尺度による選抜」が活かされ、5教科の学力検査でなく、面接・作文・特技・個性表現などを実施する多様な選抜となり、生徒の個性の伸長という観点も入ることとなった。さらに、「特色ある学校づくりの推進」により、それぞれの高校が出願条件を示すことで、生徒が自分に合った高校を選択しやすくなった。

イ 前期募集の継続

- 全県一学区制と現行の入学者選抜制度は一体化しており、全県一学区制導入時の懸念への対応策を具現化した前期募集についても一定の評価を受けている。
- 前掲した高校改革アンケートの中で「前期募集についてどう思いますか」という質問に対して、「よい」、「おおむねよい」という肯定的な回答は、中3生徒で82.7%、高1生徒で86.7%という結果であった。高校入試の主人公たる受検生の評価が高いことは前期募集の継続の重要な要素である。
- 入学者選抜制度を単なる合否決定のシステムとしてだけでなく、中等教育における中高の接続の中で、生徒の個性を伸長するという視点から考えることは大切であると思われる。「やまなしの教育振興プラン」の基本目標の1つに「個性を生かし、生きる力をはぐくむ「やまなし」人づくり」というものがある。「生きる力をはぐくむ」ことは、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ることであり、「個性を生かし」の部分も含めて、入学者選抜制度、特に前期募集をとおしての「人づくり」が出来るのではないかと考えられる。

- 以上3つの視点とともに、「受検機会の複数化」を堅持することには審議会の中で異論はなく、前期募集は継続すべきである。

(2) 後期募集について

後期募集については、現行の状況に関し、問題点を指摘する意見はなかった。さらに、新学習指導要領が示す「基礎的・基本的な知識及び技能」を踏まえた「思考力・判断力・表現力等」を問うような検査問題の作成に努めることが望まれる。

II 前期募集の新たな課題と対応について

1 前期募集の新たな課題

- 現行の入学者選抜制度は、全県一学区制の導入当初の懸念に対して機能してきたという検証を行ったが、前期募集について新たな課題が指摘されている。入学者選抜方法庁内検討委員会等に出された主な具体的課題は次のとおりである。

- ◇ 前期募集の選抜基準に不透明感がある。
- ◇ 中学校での部活動や校外活動で実績を残すことのみで希望する高等学校に進学できるような意識を一部の生徒や保護者がもっている。
- ◇ 前期内定者は部活動等で特色ある高校づくりに貢献しているが、一部の生徒には学力不足の懸念もある。
- ◇ 前期募集の内定発表後に、内定者への集中力の維持や不内定者への対応等に中学校現場での指導上の困難さがある。
- ◇ 新学習指導要領の全面実施を受け、中学校での学習活動を保証するために日程を含めて考えるべきである。

- 審議会の中で、前期募集の志願者が減少していることに関わる意見があった。むしろ、これは基本的に生徒自身が進路希望と高校選択を考える際に、自分の個性を認識した上で、自分の力を発揮できる選抜方法を選択している結果であると考えられる。今後、その減少の動向を注視していく必要がある。

2 新たな課題への対応の方向性

(1) 検査内容の改善

- 1で示した前期募集の5つの新たな課題への対応として、審議会では学力を問うことの導入について審議した。入学者選抜制度において義務教育段階で身に付けるべき基礎的・基本的な学力を評価することは必要であるという方向の意見が多く出された。

- 審議会では、社会の中で生き抜く力の根本たる学力の定着は当然必要なものという考え方の一致をみたが、入学者選抜制度の具体的な方法として学力検査を導入することについては意見が分かれるところであった。客観的な評価による選抜基準の明瞭化や中学校での学習活動の保証につながる等の賛成論と、受検生や高等学校の負担増加への危惧、前期募集の趣旨に合致しない等の慎重論があった。
- 学力についての審議を進める中で、面接の中で学力を問うことへの批判から筆記による学力検査の導入に賛成する意見もあった。
また、学力検査の導入に慎重な意見の中には、学力は中学校の3年間の活動記録である調査書から判断できるのではないかというものがある一方で、各高等学校が求める学力は調査書の記載内容だけではわからないという意見もあった。
- 前期募集で、特色ある学校づくり推進の観点から、従来の「作文」に替えて、後期募集の「学力検査」とは違う、それぞれの高等学校が求める適性を問う検査（以下、「特色適性検査」という。）を各高等学校の裁量で導入することで意見集約した。この「特色適性検査」は、新学習指導要領が示す思考力・判断力・表現力を含む、各高等学校の特色への適性を検査するものである。これによって、各高等学校が自らの特色にふさわしい力の内容を提示することが期待される。
- 審議会の中では、特色ある学校づくりは特に普通科高校では難しいという指摘もあったが、上述した「特色適性検査」の導入及びその内容、募集率などの検討も含めて、前期募集の存続を前提とした上で、選抜に高校裁量の自由度を増すことにより、特色ある学校づくりの推進が期待できる。そのことが「志願してほしい生徒像」の分かりやすさにつながり、受検生の主体的な学校選択や高等学校における校風・伝統の創出・継承も可能になると思われる。
- なお、面接の中で学力を問うこと（いわゆる口頭試問）については行わないことが望ましい。また、調査書の在り方については、選抜資料としての重要性を十分に認識した上で、その内容や扱い方等については、今後、中高で連携して検討を重ねていくことが望まれる。

(2) 中高の接続による生徒理解の充実

- 中学校での部活動や校外活動の実績のみで希望する高等学校に進学できるような意識を一部の生徒や保護者が持っていることへの対応及び学力の保証への対応から、従前の校長推薦のようなものを何らかの形式で導入したらどうかという意見も出されたが、入学者選抜制度を検証する中で、複数の

受検機会の保証を普遍的に維持するために前期募集の自己推薦は欠かせないと判断した。上述の課題に対応するために、具体的には、いわゆる推薦条件Bにおいて、中学校長による証明書を提出書類に加えることが望ましい。

- 中高の接続時に生徒理解をより一層深めるよう、受検生を多面的に評価するシステムを構築するなど、上述した調査書の内容や取り扱いも含め、中高の連携により今後検討していくことを期待する。

(3) 入試日程の改善

- 前期募集の内定者及び不内定者への中学校の指導や新学習指導要領の全面実施を受けての学習活動の保証という課題に対しては、入試日程の調整からの対応が必要である。
- 平成 24 年度の中学校の新学習指導要領全面実施を受けて、年間 35 時間の授業時間の増加があり、義務教育段階での基礎基本を身に付ける学習活動を保証する必要がある。
- 前期募集不内定者の精神的なケアにはある程度の時間が必要という中学校からの要望がある。
- 全国の状況と比較すると本県の入試日程の特徴は次のようになる。
 - ◇ 実施時期は、前期募集がやや早く後期募集は平均的である。
 - ◇ 前期募集の検査日から内定日、内定日から後期募集の出願締切日までの期間は長い方である。
 - ◇ 再募集を実施している 40 都道府県の中で全日制と定時制を別の日程で実施しているのは本県を含めて 7 都県である。
- 入試日程の改善については、特に上述した本県の入試日程の特徴の中の再募集の日程を変更することが重要となるが、「学びのセーフティネット」という観点から考えることも必要である。
- 入試日程の改善のまとめとしては、「学びのセーフティネット」を維持しながらも、中学校での学習活動を保証する観点から全体的な日程を遅らせる方向で、中高の連携により早急に具体的な議論をしていくべきであるとした。

「結 び」

公立高等学校入学者選抜制度については、多くの県民から高い関心を持たれている制度であることを再認識した。少子化が進む本県で、次世代を担う子どもたちへの期待と、学校・保護者・地域が一体となつての育成という観点から、中等教育における中高の接続の要としての入学者選抜制度の構築を望んでいると受けとめたい。

今回の答申は、生徒の特性や進路希望に応じた主体的な学校選択の自由を保証する観点から、全県一学区制と現行の公立高等学校入学者選抜制度の中の前期募集を含む枠組みを継続するという方向を示すとともに、新たに指摘された課題への対応も示したものである。

平成17年の答申にもある「受験学力に偏重した入試が行われなかったための対応」は継続する一方で、「義務教育段階での基礎基本の定着」や「高等学校教育の質の保証」という観点を適切に採り入れながら、社会の一員として生きていく力を伸長するための対応が望まれる。

東日本大震災や「いじめ」の問題など、刻々と変化する教育環境を的確に把握しながら、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体など、社会の形成者として必要な資質を養うために、中高の連携を強化していく必要がある。

その連携の中に入学者選抜制度があることを認識した上で、本答申の中でも提言している入学者選抜制度について中高で話し合う場（仮称「山梨県高等学校入学者選抜制度中高連絡協議会」とする。）を設置することが必要である。また、中高それぞれの対応として、高等学校においては、さらに多様化が予想される生徒のニーズに応えるべく、特色ある学校づくりを推進するとともに、生徒の心身の発達や進路に応じた普通教育と専門教育を施す準備をする必要がある。また、中学校においては、義務教育ではない新たな環境に向かう生徒たちのために学習・生活行動・進路選択に係る指導のさらなる充実を求めたい。

県教育委員会におかれては、山梨の未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち意欲的に学び、学力や心の豊かさ、たくましさや身に付けられる教育環境を整えるため、本審議会の答申内容を教育関係者の貴重な意見の取りまとめの結果として受けとめ、公立高等学校入学者選抜制度の改善に向けての資料として、大いに活用されることを期待するとともに、今後も入学者選抜制度について中高の連携の中で持続的な検証を行っていくことを望むものである。

山梨県高等学校審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県における高等学校に係る教育制度等の改善に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 中高一貫教育の必要性・方向性について
- 2 公立高等学校入学者選抜制度の検証について

諮 問 の 理 由

近年、教育を取り巻く環境の変化は著しく、児童生徒及び保護者の教育に対するニーズの多様化も進んでいます。特に、中等教育においては、生徒の学力や体力の低下、意識の変容、不登校等の課題に加え、進路希望等が多様化してきています。

こうした中で、県教育委員会では、第10次入学者選抜制度審議会の答申に基づき、平成19年度入学者選抜から全県一学区制及び自己推薦による前期募集を導入し、入学者選抜制度の改善を行うとともに、平成21年10月には、「県立高等学校整備基本構想」を策定し、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』の指針を示し、これを基に高校改革を推進して参りました。

『中高一貫教育』に関しては、「県立高等学校整備基本構想」において、『本県の目指す中高一貫教育の方向性を明確にし、設置の必要性を基本から洗い直した上で、設置場所、設置時期、設置形態等について早期に検討を進める』としたことから、平成22年6月に「中高一貫教育庁内検討委員会」を設置し、課題等を整理してきたところです。

また、新たな入学者選抜制度については、平成23年度入試の実施で導入から5年が経過し、制度が浸透し定着してきているものの、導入後の成果や課題、前期募集の在り方等について検証する必要性が生じており、高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、課題の整理を進めて参りました。

これらの課題は、中学校と高等学校の接続に関わるもので、現行制度を大幅に変更する可能性があることから、貴審議会に意見を求める必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県高等学校審議会を開催し、本県の高等学校の教育制度等の改善を図るためご審議いただきたく、諮問するものです。

なお、諮問事項のうち、「中高一貫教育の必要性・方向性について」は、平成23年度内に中間答申をいただけますようお願いいたします。

山梨県高等学校審議会 委員名簿

(五十音順)

平成24年12月26日現在

氏 名	役 職 等	備 考
赤岡 直人	山梨県公立小中学校長会会長	H24. 6. 13～H25. 8. 1
石川 恵	弁護士	H23. 8. 2～H25. 8. 1
小田切 禎子	社会福祉法人千歳会 特別養護老人ホーム花菱荘施設長	〃
乙黒 泰樹	公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	H24. 6. 13～H25. 8. 1
岸本 千恵	NPO法人山梨県ボランティア協会事務局長	H23. 8. 2～H25. 8. 1
梶 謙一	前山梨県PTA協議会会長	〃
窪島 紀人	山梨県高等学校長協会会長	H24. 6. 13～H25. 8. 1
河野 木綿子	前山梨県高等学校PTA連合会副会長	H23. 8. 2～H25. 8. 1
輿水 豊	前山梨県都市教育長会会長	〃
五味 武彦	公立大学法人山梨県立大学理事	〃 (副会長)
斉藤 至	山梨県公立小中学校長会副会長	H24. 6. 13～H25. 8. 1
清水 學	前山梨県市町村教育委員会連合会会長	H23. 11. 22～H25. 8. 1
清水 義富	駿台甲府高等学校PTA副会長	H23. 9. 12～H25. 9. 11
寺崎 弘昭	国立大学法人山梨大学大学院教授	H23. 8. 2～H25. 8. 1 (会長)
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	〃
原 功三	東京エレクトロン山梨株式会社顧問	〃
山口 博伸	駿台甲府学園教育顧問	H23. 9. 12～H25. 9. 11
依田 正司	山梨県中小企業団体中央会常務理事	H23. 8. 2～H25. 8. 1

任期途中で退任された委員

氏 名	役 職 等	備 考
秋山 教之	前山梨県高等学校長協会会長	H23. 8. 2~H24. 6. 12
梶原 正孝	前山梨県公立小中学校長会副会長	”
島村 茂幸	前公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会会長	”
手塚 茂松	前山梨県公立小中学校長会会長	”

山梨県高等学校審議会 審議経過

開催期日		内容
第7回	平成24年 6月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容及び日程について ・入試制度の概要について
第8回	8月 7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・全県一学区制について ・公立高等学校入学者選抜制度の検証について
第9回	9月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・公立高等学校入学者選抜制度の検証と見直しについて
第10回	11月 9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議会におけるこれまでの審議状況」の中間とりまとめについて ・入学者選抜の日程について
起草	11月20日(火) 12月 7日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・起草委員会 答申(案)の起草
第11回	12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について
答申	12月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の提出